

令和5年12月21日
保健福祉政策部
保健福祉政策課

令和5年度世田谷区価格高騰重点支援給付金（追加給付分／7万円）について

1 主旨

令和5年11月2日に国が閣議決定をした「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者に迅速に支援を届けるという観点から、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を追加する方針が示された。これを踏まえ、「令和5年度世田谷区価格高騰重点支援給付金（追加給付分／7万円）」を支給する。

2 事業概要

(1) 支給対象世帯

以下の要件をすべて満たす世帯

- ①令和5年12月1日時点で世田谷区に住民登録があること
- ②世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税であること
- ③住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯ではないこと
- ④租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいないこと
- ⑤すでに他の自治体から世帯主として同趣旨の給付金（7万円）を受給した方がいないこと

(2) 支給対象世帯数

98,000世帯

※「令和5年度世田谷区価格高騰重点支援給付金（先行給付分／3万円）」（以下、「先行給付分」という）を参考に試算

(3) 支給額

1世帯あたり7万円

(4) 支給方法

- ①先行給付分にて本人口座把握済の対象世帯の場合
 - ア) 区から世帯主に対し、支給のお知らせを送付
 - イ) 指定する期限までに、支給要件非該当の連絡又は受給拒否の意思表示がない世帯主に対して、把握済みの口座にプッシュ支給
- ②先行給付分にて本人口座把握なしの対象世帯の場合
 - ア) 区から世帯主に対し確認書を送付
 - イ) 支給要件を満たすことなどを本人が確認書上で確認・署名し、口座を記入して返送
 - ウ) 区は、返送された確認書の内容を速やかに確認し、指定された口座に支給

※税の申告内容の変更により住民税非課税世帯となった場合など、区において対象該当であることを把握できない場合は、本人からの申出により申請書を送付する。

(5) 予算額

事業費は以下を見込み、令和5年第2回臨時会（第4次補正予算）に提案する。

第4次補正予算案 7,063,974千円

（内訳）①給付金 6,860,000千円

②事務経費 203,974千円

※全額国負担

3 今後のスケジュール（予定）

令和5年12月22日	令和5年第2回臨時会へ補正予算案提案
令和6年1月中旬	対象世帯【A-①】世帯へプッシュはがきの送付
1月下旬以降	対象世帯【A-①】へ順次支給開始
2月上旬	対象世帯【A-②】【B-①】へ申請書送付
2月下旬以降	対象世帯【A-②】【B-①】へ順次支給開始
3月上旬以降	対象世帯【B-②】へ申請書送付
4月末日	申請期限【A-②】【B-①②】すべて
6月末日	支給決定期限
7月中旬	実績報告

<支給対象世帯 発送スケジュール別区分>

【A-①】令和5年度住民税均等割が非課税の世帯（先行給付分にて本人口座把握済み）

【A-②】令和5年度住民税均等割が非課税の世帯（先行給付分にて本人口座把握なし）

【B-①】令和5年6月2日～12月1日までの間に転入者がいる令和5年度住民税均等割が非課税の世帯（マイナンバー連携実施後非課税である旨判明）

【B-②】令和5年6月2日～12月1日までの間に転入者がいる令和5年度住民税均等割が非課税の世帯（マイナンバー連携実施後エラーにより税情報判明せず・調査後に非課税である旨判明）

4 その他

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」においては、本件住民税非課税世帯への支援のほか、令和6年度税制改正による所得税・個人住民税の定額減税を実施することとしている。なお、両支援の間にある者に対するの対応については、今後国から発出される通知を確認し、事務を進めていく。